

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		建築物 用途変更
根拠法令等及び条項		建築基準法第 8 7 条第 1 項
標準 処理 期間	根拠条項	建築基準法第 6 条第 4 項
	設定等年月日	昭和 2 5 年 1 0 月 2 5 日施行 令和 7 年 4 月 1 日施行（現行）
	標準処理期間	35 日以内（建築基準法 第 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に於ける建築物）
審査 基準	根拠条項	建築基準法第 8 7 条
	参考事項	建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法規則、関連告示、通達、例規、関係法令
	設定等年月日	昭和 2 5 年 1 1 月 2 3 日施行 令和 7 年 4 月 1 日施行（現行）
	【 基 準 】 建築基準法 （用途の変更に対するこの法律の準用） 第 8 7 条 建築物の用途を変更して第 6 条第 1 項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合（当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。）においては、同条（第 3 項、第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 6 条の 2（第 3 項を除く。）、第 6 条の 4（第 1 項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第 7 条第 1 項並びに第 1 8 条第 1 項から第 3 項まで及び第 1 4 項から第 1 6 項までの規定を準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「建築主事等の検査（建築副主事の検査にあっては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。第 7 条の 3 第 1 項において同じ。）を申請しなければならない」とあるのは、「建築主事等（当該用途の変更が大規模建築物に係るものである場合にあっては、建築主事）に届け出なければならない」と読み替えるものとする。 2 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合においては、第 4 8 条第 1 項から第 1 4 項まで、第 5 1 条、第 6 0 条の 2 第 3 項及び第 6 8 条の 3 第 7 項の規定並びに第 3 9 条第 2 項、第 4 0 条、第 4 3 条第 3 項、第 4 3 条の 2、第 4 9 条から第 5 0 条まで、第 6 0 条の 2 の 2 第 4 項、第 6 0 条の 3 第 3 項、第 6 8 条の 2 第 1 項及び第 5 項並びに第 6 8 条の 9 第 1 項の規定に基づく条例の規定を準用する。 3 第 3 条第 2 項の規定により第 2 7 条、第 2 8 条第 1 項若しくは第 3 項、第 2 9 条、第 3 0 条、第 3 5 条から第 3 5 条の 3 まで、第 3 6 条中第 2 8 条第 1 項若しくは第 3 5 条に関する部分、第 4 8 条第 1 項から第 1 4 項まで若しくは第 5 1 条の規定又は第 3 9 条第 2 項、第 4 0 条、第 4 3 条第 3 項、第 4 3 条の 2、第 4 9 条から第 5 0 条まで、第 6 8 条の 2 第 1 項若しくは第 6 8 条の 9 第 1 項の規定に基づく条例の規定（次条	

第1項において「第27条等の規定」という。)の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これらの規定を準用する。

- (1) 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合
- (2) 当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであつて、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合
- (3) 第48条第1項から第14項までの規定に関しては、用途の変更が政令で定める範囲内である場合

4 第86条の7第2項(第27条又は第35条(階段等に関する技術的基準に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)及び第86条の7第3項(第28条第1項若しくは第3項、第29条、第30条、第35条(廊下等に関する技術的基準に係る部分に限る。))、第35条の2、第35条の3又は第36条(居室の採光面積に係る部分に限る。以下この項において同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、第3条第2項の規定により第27条、第28条第1項若しくは第3項、第29条、第30条、第35条(階段等に関する技術的基準及び廊下等に関する技術的基準に係る部分に限る。))又は第35条の2から第36条までの規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第86条の7第2項及び第3項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「第3条第3項」とあるのは「第87条第3項」と読み替えるものとする。